

【11 法_別紙 I】

【一般社団法人 日本神経回路学会 日本神経回路学会学術賞、論文賞および優秀研究賞調査 選定の方法】

(令和4年9月28日制定)

(選定組織と手順)

- 1 学術賞の候補者、および論文賞、優秀研究賞の候補となる論文を推薦する推薦委員を設ける。
- 2 推薦委員によって推薦された候補者および候補論文から、投票によって最終候補を決定するための選考委員会を設ける。
- 3 選奨理事は、推薦委員に学術賞、論文賞、優秀研究賞の推薦を依頼する。
- 4 選考委員会は、推薦委員から推薦された候補者および候補論文の中から、最終学術賞候補者、最終論文賞候補、最終優秀研究賞候補を投票により決定する。このとき、事前に投票を管理する選挙管理委員会を設置する。

(推薦委員)

- 1 推薦委員は、選奨理事を含む委員 20 名から 40 名程度で構成し、以下の構成とする。
 - ・表彰年度の前年度に行われた全国大会プログラム委員
 - ・表彰年度の前年度の電子情報通信学会ニューロコンピューティング専門委員会の委員長、副委員長と幹事
 - ・日本神経回路学会誌の編集委員長および Neural Networks 誌の日本神経回路学会推薦の
Co-Editors-In Cheif
 - ・選奨理事により推薦された者
- 2 選奨理事は、委員の専門分野を考慮しながら推薦委員の構成案を作成し、理事会で承認を得る。

(学術賞候補者、論文賞候補論文および優秀研究賞候補論文の推薦)

- 1 各推薦委員が推薦できる学術賞候補者は 1 名、論文賞候補論文および優秀研究賞候補論文は、それぞれ 2 件以内とする。
- 2 推薦委員は、選奨総則の規程に定められた要件を満たす学術賞、論文賞および優秀研究賞の候補を、推薦文を付して推薦する。
- 3 推薦委員による、学術賞の自薦は行わないものとする。
- 4 推薦委員が論文賞および優秀研究賞の候補として自著を推薦することを妨げない。ここで自著とは、共著となっている発表、論文も含むものとする。

(選考委員会)

【11 法_別紙 I】

- 1 選考委員会は、学術賞、論文賞、優秀研究賞の最終候補を調査選定し理事会に報告する。
- 2 選考委員会は、基本的に推薦委員で構成し、推薦委員への就任依頼時に選考委員への就任依頼を行う。ただし、推薦委員の選考委員就任への辞退を拒まないものとする。選考委員の人数が15名に満たない場合は、選奨理事が新たに選考委員を任命するものとする。
- 3 委員長は、選奨理事をもって当てる。
- 4 副委員長は、委員長以外の2名の選奨理事をもって当てる。
- 5 選奨理事は、選考委員会の構成案を作成し、理事会で承認を得る。

(学術賞候補者の選定)

- 1 選考委員の投票によって行う。
- 2 選考委員長は、推薦委員によって推薦された候補者の中から、選奨総則の規程に定められた要件を満たす候補者、推薦者ならびに推薦文をリストにして選考委員に配布する。
- 3 各選考委員は候補者に対して、選考委員長から配布された情報および必要に応じて推薦委員以外の専門家の意見を参考としながら、下記の基準に従い5点満点で5段階の評価点を付ける。ただし5点および1点を付した場合は、その理由を記載する。

評点	基 準
5 点	神経回路学分野のみならず周辺関連分野にも強いインパクトがあり、極めて重要な業績をあげている。過去の受賞者と比較しても格別に優れた業績であり、受賞対象者として特段に評価する。
4 点	神経回路学分野において極めて優秀と評価できる業績であり、学術賞を授与すべきである。
3 点	過去の学術賞と同程度に優秀と評価され、学術賞候補としてもよい。
2 点	神経回路学分野の業績として比較的優秀であるが、学術賞候補としては積極的に評価できない。
1 点	学術賞候補には該当しないと判断される。

- 4 推薦委員によって推薦され、かつ選奨総則の規程に定められた要件を満たす候補者が多数の場合、選考委員長の判断により選考委員による一次選考を行い、選考候補者を10名程度以内に絞ることができる。
- 5 選考委員会は、合計得点の順位に従い最終候補者を選定し理事会に報告する。
- 6 推薦委員からの推薦を受けた候補者が無い場合、特に優れた候補者が選奨候補にならなかった場合は、当該年度の学術賞は該当なしとする。

(論文賞候補論文の選定)

- 1 選考委員の投票によって行う。

【11 法_別紙1】

2 選考委員長は、推薦委員によって推薦された論文の中から、選奨総則の規程に定められた用件を満たす論文を選考対象論文とし、その論文情報、推薦者ならびに推薦文をリストにして選考委員に配布する。

3 各選考委員は選考対象論文に対して、選考委員長から配布された情報および必要に応じて推薦委員以外の専門家の意見を参考としながら、かつ研究分野のバランスを考慮しつつ各候補論文に下記の基準に従い、5点満点で5段階の評価点を付ける。ただし5点および1点を付した場合は、その理由を記載する。

評点	基準
5点	神経回路学分野のみならず周辺関連分野にも強いインパクトがあり、極めて重要な論文である。過去の受賞論文と比較しても格別に優秀な論文であり、受賞対象として特段に評価する。
4点	神経回路学分野において極めて優秀と評価できる論文であり、受賞論文とすべきである。
3点	過去の受賞論文と同程度に優秀と評価され、受賞論文候補としてもよい。
2点	神経回路学分野の研究として、当該年度では比較的優秀な論文であるが、受賞候補としては積極的には評価できない。
1点	特に受賞候補には該当しないと判断される。

4 推薦委員によって推薦され、かつ選奨総則の規程に定められた用件を満たす論文が多数の場合、選考委員長の判断により選考委員による一次選考を行い、選考対象論文を10件程度以内に絞ることができる。

5 選考委員会は、合計得点の順位に従い最終候補論文を選定し理事会に報告する。

6 推薦委員からの推薦を受けた論文が無い場合、特に優れた論文が選奨候補にならなかった場合は、当該年度の論文賞は該当なしとする。

(優秀研究賞候補論文の選定)

1 選考委員の投票によって行う。

2 選考委員長は、推薦委員によって推薦された論文の中から、選奨総則の規程に定められた用件を満たす論文を選考対象論文とし、その論文情報、推薦者ならびに推薦文をリストにして選考委員に配布する。

3 選考委員は、選考対象論文に対して、選考委員長から配布された情報および必要に応じて推薦委員以外の専門家の意見を参考としながら、かつ研究分野のバランスを考慮しつつ投票を行う。

4 各選考委員は、投票欄の4編以内に○を記入する。

5 選考委員会は得票数の上位から最終の優秀研究賞候補論文を決定し、理事会に報告する。得票数の最上位のものを最優秀研究賞とする。

【11 法_別紙1】

6 理事会へ報告する研究賞候補論文は3票以上を獲得するものとする。この要件を満たす候補論文数が選奨規程に定められている数に満たない場合は、2票以下のものについて2次選考を行うことができる。

(選挙管理委員会の構成)

1 選奨理事の全員が調査選定のために推薦された論文の著者または共著者でない場合は、選奨理事全員が選挙管理委員会を構成し、選考委員会委員長が選挙管理委員長を兼ねる。

2 一部の選奨理事が著者または共著者になった場合は、その選奨理事は選挙管理委員会の構成員とはならず、集計に関与しないものとする。不足分の選挙管理委員については、選奨理事で検討し、該当しない選考委員の中から選出する。選奨委員長が該当した場合は、他の選奨理事の互選で、選挙管理委員長を選出する。

3 選奨理事全員が著者または共著者になった場合は、選奨理事で検討し、該当しない選考委員会委員の中から選挙管理委員を3名選出する。選挙管理委員の互選で委員長を選出する。

(投票の方法)

1 無記名投票とする。

2 選挙管理委員会は、投票用紙(候補論文等のリスト)を作成し、電子メールにより選考委員会委員に送付する。選考委員は定められた方法に従って投票用紙に記入し、電子メールを用いて選挙管理委員長に送付する。

3 選考委員は、自著が推薦委員より推薦された場合には、それに対する投票はしないものとするが、選考委員を辞退する必要はない。ここで自著とは、共著となっている発表、論文も含むものとする。

一般社団法人 日本神経回路学会

【日本神経回路学会大会奨励賞調査選定の方法】

(令和4年〇月〇日制定)

2010年10月29日制定

(大会選考委員会)

1 大会選考委員会は、大会奨励賞の候補者を決定し当該全国大会の大会長に報告する。

2 大会選考委員会は、委員長1名、副委員長2名を含む委員10名程度で構成する。

3 大会選考委員会は、選奨理事3名、当該全国大会のセッション座長、当該全国大会プログラム委員のうち同プログラム委員長によって推薦された者、により構成する。

4 委員長は、選奨理事(代表)をもって当てる。

5 副委員長の内1名は、当該全国大会プログラム委員長をもって当てる。

【11 法_別紙1】

6 委員長はその構成案を作成し、大会長に承認を得る。

(大会奨励賞候補者の推薦)

- 1 受賞を希望する者は、講演申し込み時に日本神経回路学会員による推薦書(様式は学会が指定したもの)を大会事務局に提出し、受賞候補資格を得る。ただし推薦は自薦、他薦を問わない。
- 2 受賞を希望する者が応募できる件数は、一人一件とする。
- 3 大会事務局は、発表が採択された応募者の中から選奨規定を満たす大会奨励賞候補者を調査し、該当者に対し事前に大会奨励賞候補者であることを通知する。
- 4 大会事務局は、事前に大会選考委員会委員に対し、受賞候補者リスト、推薦書の写し、および投票用紙を配布する。

(大会奨励賞受賞者の決定)

- 1 大会選考委員会委員の投票による。
- 2 各委員は、全国大会予稿集論文内容、応募者の提出した推薦書および当該大会での発表を考慮し、候補者投票用紙に10点満点の評価点をつける。
- 3 大会選考委員会は、評点平均の順位に従い、大会奨励賞受賞者決定し大会長に報告する。